

## 熊本県地下水と土を育む農業推進県民会議運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、熊本県地下水と土を育む農業推進条例第17条に規定される熊本県地下水と土を育む農業推進県民会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

第2条 県民会議は、別表に掲げる機関及び団体を代表する者で構成する。

### (県民会議の組織)

第3条 県民会議に本部長を置き、本部長は知事をもって充てる。

- 2 本部長は、県民会議を代表する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指定する者がその職務を代行する。

### (県民会議の会議)

第4条 県民会議の会議は、本部長が招集する。

- 2 県民会議の会議は、本部長が主宰する。
- 3 県民会議の会議は、公開とする。

### (幹事会)

第5条 県民会議に県民会議が行う取組の企画・調整を行うため幹事会を置く。

### (学術顧問)

第6条 県民会議に専門的な立場からの意見を聞くため学術顧問を置くことができる。

- 2 学術顧問は、本部長の求めに応じ、県民会議に出席し意見を述べることができる。

### (事務局)

第7条 県民会議の事務局は、熊本県農林水産部生産経営局農業技術課に置く。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

### 附則

- この要領は、平成27年4月1日から施行する。  
この要領は、平成28年12月5日から施行する。  
この要領は、令和2年9月15日から施行する。

## 別表

区分	機関及び団体名（2条関係）
学識者	NPO 法人 くまもと未来ネット
	株式会社熊本日日新聞社
消費者団体	特定非営利活動法人熊本消費者協会
地下水保全実践団体	公益財団法人くまもと地下水財団
	公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金
	サントリーホールディングス株式会社
県内企業団体	熊本経済同友会
農業団体	熊本県農業協同組合中央会
	公益財団法人熊本県農業公社
水田利用拡大推進組織	熊本県経済農業協同組合連合会
耕畜連携推進団体	熊本県畜産農業協同組合連合会
	熊本県酪農業協同組合連合会
農業用水管理団体	熊本県土地改良事業団体連合会
行政	熊本県町村会
	熊本県市長会
県	熊本県知事